

放課後児童健全育成事業における児童クラブ利用料の負担軽減措置について

1. 事業の概要

○市内児童クラブに入所している児童のうち、〈ひとり親世帯の児童〉・〈低所得世帯の児童〉について、児童クラブ利用料の負担を軽減するもの。

○〈ひとり親世帯〉・〈低所得世帯〉とも、住民税所得割額が一定額以内の世帯のみ対象。

○具体的な減免方法については以下のとおり。

	減免を実施している児童クラブ	減免を実施していない児童クラブ
ひとり親世帯	児童クラブに対し、減免している利用料の一部を補てん	世帯に対し市が直接補助
低所得世帯	世帯に対し市が直接補助	

○負担軽減額について

・児童クラブに対する軽減措置… 減免している利用料のうち、児童1人あたり月額1,600円を上限に補てん

（例1）月額5,000円のうち2,000円を減免している児童クラブ → 上限額の1,600円を補てん

（例2）月額5,000円のうち1,000円を減免している児童クラブ → 1,000円を補てん

・各世帯に対する軽減措置 … 利用料の半額（児童1人あたり月額1,600円を上限）を補助

（例1）月額利用料が5,000円 → 利用料の半額（2,500円）のうち、上限額の1,600円を補助

（例2）月額利用料が3,000円 → 利用料の半額（1,500円）のうちの全額を補助

2. 事業に係る平成29年度予算額

○対象児童数 … 児童クラブ入所児童は保護者が就労等により昼間家庭にいない児童であり、保育所入所児童と条件が同様であることから、

市内保育園・認定こども園（2・3号認定）の保育料階層（A～C2）の割合を参考に算出

- ・ひとり親世帯の児童：約240名（ひとり親世帯の児童のうち約89%）
- ・低所得世帯の児童　：約380名（ひとり親世帯以外の児童のうち約32%）
- ・合計　　　　　　　：約620名を想定

○事業に係る予算額 … $620名 \times 12月 \times 1,600円 + 其他経費 = \underline{13,055,000円}$ を計上